

沖縄県雇用継続助成金

新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策として、国の雇用調整助成金等の支給を受けた事業主を対象に、休業手当の一定の割合を上乗せ助成することにより、事業主の負担を軽減し、雇用の維持を図ります。

助成対象者

- ① 県内に所在する事業所の事業主であること。
- ② 沖縄労働局において、雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の支給決定を受けた事業主であること。（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業活動の縮小に係る特例に限る）

助成額

国の「雇用調整助成金」等の助成率に応じて、次の金額を支給
 ※労働者に支払った休業手当のうち、教育訓練・出向によるものは除きます。
 ※国の助成率が 10/10 の場合は助成対象とはなりません。

●緊急対応期間(令和3年7月1日～令和4年9月30日)

※1事業所(雇用保険適用事業所)ごとに月額上限100万円(雇調金+緊安金)

大企業	区分	解雇等の有無	国の助成金	県の上乗せ助成率
	原則的な措置	解雇等あり		2/3
解雇なし			3/4	休業手当の1/8(国の支給決定額の1/6)
業況特例(※1) 地域特例(※2)	解雇等あり		4/5	休業手当の1/15(国の支給決定額の1/12)
	解雇なし		10/10	対象ではありません

中小企業	区分	解雇等の有無	国の助成金	県の上乗せ助成率
	原則的な措置	解雇等あり		4/5
解雇なし			9/10	休業手当の1/20(国の支給決定額の1/18)
業況特例(※1) 地域特例(※2)	解雇等あり		4/5	休業手当の1/15(国の支給決定額の1/12)
	解雇なし		10/10	対象ではありません

※1) 業況特例：生産指標(売上等)が直近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前の同期比30%以上減少している事業主

※2) 地域特例：緊急事態宣言区域又はまん延防止等重点措置の対象区域において県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する事業主

申請期限

国(沖縄労働局)の雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の支給決定通知書に記された日付から2カ月以内